

平成24年5月に発生した突風等による被害状況等について

1. 人的・住家被害の状況(平成24年8月6日時点)

市町村名		人口(人)	全壊世帯数	大規模半壊世帯数	半壊世帯数	備考
茨城県	つくば市	214,541	77世帯	29世帯	135世帯	一部損壊245世帯
	常総市	65,087				一部損壊12世帯
	常陸大宮市	44,768			1世帯	一部損壊3世帯
	筑西市	108,035				一部損壊113世帯
	桜川市	45,339			1世帯	一部損壊16世帯
合計			77世帯	29世帯	137世帯	



市町村名		人口(人)	全壊世帯数	大規模半壊世帯数	半壊世帯数	備考
栃木県	真岡市	81,511	5世帯	1世帯	8世帯	一部損壊106世帯
	益子町	24,121	7世帯	2世帯	24世帯	一部損壊186世帯
	茂木町	14,461		6世帯	1世帯	一部損壊124世帯
	市貝町	11,969				1棟(非住家)の被害報告有
合計			12世帯	9世帯	33世帯	



【主な人的被害】

<死者>

- ・茨城県:つくば市において倒壊家屋の下敷きにより14歳男性(中学3年生)が死亡
- ・埼玉県:桶川市において11歳女兒が落雷により死亡
- ・富山県:魚津市において64歳男性が落雷により死亡

<重傷者>

- ・栃木県:益子町のゴルフ場において、カートが飛んできたことにより40歳代女性が負傷

平成24年5月に発生した突風等による被害状況等について

2. 災害救助法の適用

- ・茨城県は、つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市に災害救助法を適用(適用決定日:5月7日、適用日:5月6日)
- ・栃木県は、真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町に災害救助法を適用(適用決定日:5月8日、適用日:5月6日)

3. 被災者生活再建支援法の適用

- ・茨城県は、つくば市に被災者生活再建支援法を適用(適用決定日:5月8日、適用日5月6日)

※備考

- 災害救助法の適用を受け、栃木県内及び茨城県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「平成24年5月に発生した突風等にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、災害関係の融資に関する措置を含む、金融上の措置を要請(5月7日)
- 災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促及び督促状の送付を停止する措置を実施(5月8日)
- 災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市に対し、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することを決定(5月15日)。繰上げ交付額は2,292百万円。(5月16日に交付)
- 災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県に係る被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施。(5月8日適用)
- 災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた(5月8日)